

1 概要

(1) 位置

八王子市高尾山一円

(2) 面積

504ヘクタール

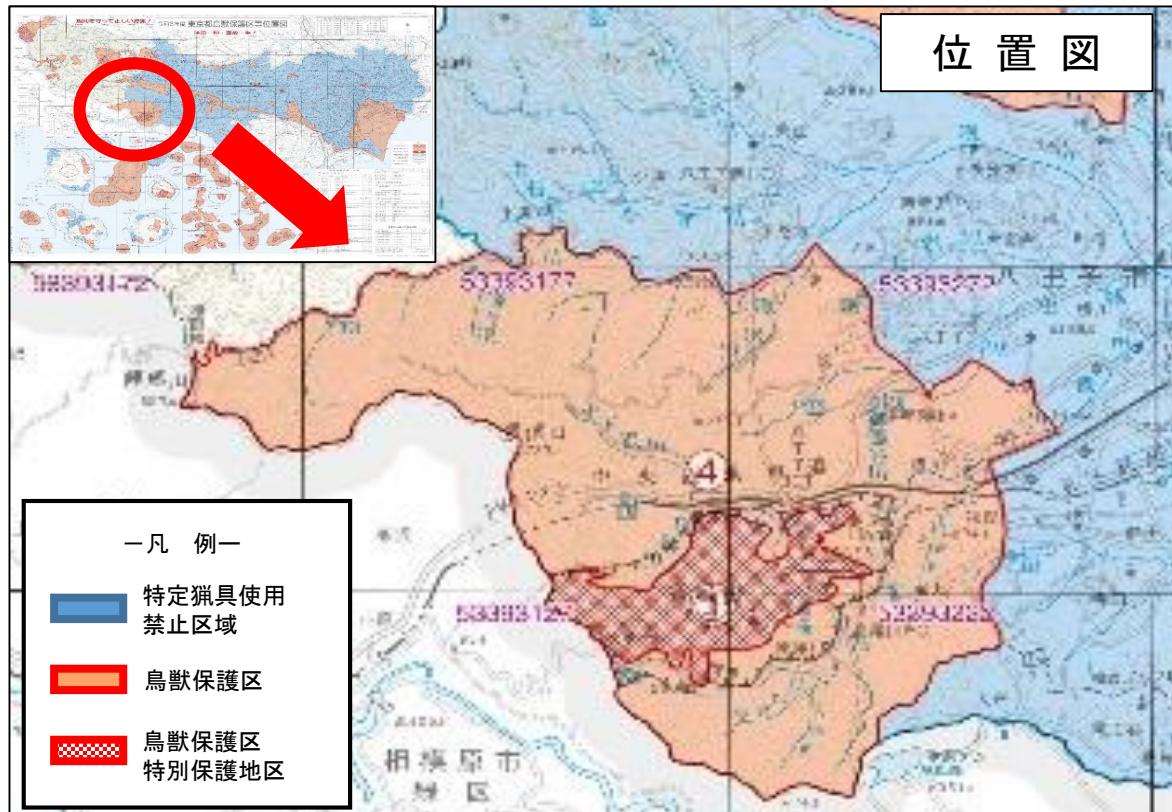
(3) 現指定期間

平成14年11月1日から令和4年10月31日まで

(4) 指定目的

高尾鳥獣保護区は、東京都の南西部にある八王子市に含まれ、標高599メートルの高尾山を中心とした地域である。

その中でも、高尾鳥獣保護区特別保護地区の区域内は、暖温帯系の照葉樹林と冷温帯系の落葉広葉樹林と中間温帯林の分布境界にあることから、暖帯と温帯の天然林が共存することで、林相の変化に富んでおり、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。このため、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を特に図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に基づく特別保護地区として指定するものである。



2 指定期間の更新について

(1) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(2) 保護に関する方針

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、八王子市や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組む。
- エ 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。



3 指定までのスケジュール

- 令和3年12月20日 自然環境保全審議会へ諮問
- 令和4年2月1日 鳥獣部会審議（1回目）
- 令和4年2月中旬 意見照会（関係地方公共団体等）
- 令和4年3月中旬 指定予定に関する告示及び縦覧
- 令和4年7月 鳥獣部会審議（2回目）
→指定計画書（案）についての審議
- 令和4年7月～8月 自然環境保全審議会本審議会
- 令和4年9月下旬 環境省へ届出（指定告示の30日前）
- 令和4年10月下旬 指定公示

※高尾鳥獣保護区も同時更新